

# 大阪府安全なまちづくり推進会議規約

## (名 称)

第1条 この会議は、大阪府安全なまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 推進会議は、府、市町村、事業者、府民及び民間団体等の協働により、安全なまちづくりをめざした府民運動を展開し、もって大阪のまちに再びやすらぎと繁栄を取り戻すことを目的とする。

## (事 業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本的な方針を協議し、啓発、普及などの事業を実施すること。
- (2) 安全なまちづくりに関し情報を交換し、相互の連絡調整を図ること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関するここと。

## (構 成)

第4条 推進会議は、府、市町村、事業者、府民、民間団体等及び学識経験者（以下「団体等」という。）で構成する。

- 2 学識経験者は、必要に応じ、推進会議に対する助言を行う。
- 3 推進会議の構成員は別表1に掲げる団体等の代表者とする。

## (役 員)

第5条 推進会議に会長、会長代行及び副会長を置く。

- 2 会長は、大阪府知事とし、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代行は、大阪府警察本部長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副会長は、次の団体代表者とし、会長及び会長代行を補佐する。
  - (1) 大阪市長
  - (2) 堺市長
  - (3) 大阪商工会議所会頭
  - (4) 大阪府PTA協議会会長
  - (5) (社)大阪府防犯協会連合会会長

## (総 会)

第6条 推進会議総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

- 2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 活動計画
- (2) 規約の改廃
- (3) その他重要な事項

## (幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる団体から推薦される幹事で組織する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

## (事務局)

第8条 推進会議の事務局を大阪府政策企画部青少年・地域安全室治安対策課及び大阪府警察犯罪抑止戦略本部に置く。

## (雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

別表1

【行政】
大阪府
大阪府警察
<u>大阪府教育庁</u>
大阪市
堺市
大阪府市長会
大阪府町村長会
【学識経験者】
<u>中沼 丈晃</u>
【事業者団体】(50音順)
大阪商工会議所
(一社)大阪駐車協会
大阪通関業会
(一社)大阪府警備業協会
(公社)大阪府建築士会
大阪府小売市場総連合会
(公財)大阪府私学総連合会
大阪府自転車軽自動車商業協同組合
大阪府商工会議所連合会
大阪府商工会連合会
大阪府商店街連合会
(NPO法人)大阪府錠前技術者防犯協力会
大阪府中古自動車販売協会
大阪府中小企業団体中央会
(NPO法人)大阪府防犯設備士協会
(一社)関西経済同友会
(公社)関西経済連合会
関西鉄道協会
近畿百貨店協会
西日本電信電話株大阪支店
日本チェーンストア協会関西支部
(一社)不動産協会関西支部
【府民・地域団体等】(50音順)
(大)大阪教育大学
(社福)大阪障害者自立支援協会
大阪府公立中学校長会
<u>大阪府国公立幼稚園・こども園長会</u>
(社福)大阪府社会福祉協議会
大阪府小学校長会
大阪府地域婦人団体協議会
大阪府P.T.A協議会
(公社)大阪府防犯協会連合会
大阪府立高等学校長協会
(一財)大阪府老人クラブ連合会
(社福)大阪ボランティア協会
青少年育成大阪府民会議
(NPO法人)日本ガーディアン・エンジェルス近畿地区ブロック
日本労働組合総連合会大阪府連合会

別表2

【行政】
大阪府
大阪府警察
<u>大阪府教育庁</u>
大阪市
堺市
【事業者団体】(50音順)
大阪商工会議所
(一社)大阪駐車協会
大阪府商工会連合会
(一社)不動産協会関西支部
【府民・地域団体等】(50音順)
(社福)大阪府社会福祉協議会
大阪府P.T.A協議会
(公社)大阪府防犯協会連合会
(社福)大阪ボランティア協会
青少年育成大阪府民会議
日本労働組合総連合会大阪府連合会